

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第4条第2号で規定する知事が適当と認める試験を定める要領

1 目的

この要領は、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年7月7日条例第26号。以下「ふぐ条例」という。）第4条第2号に規定する知事が適当と認める試験を定めることを目的とする。

2 知事が適当と認める試験

ふぐ条例第4条第2号に規定する知事が適当と認める試験は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）別添に示された「ふぐ処理者を認定する際の認定基準」（以下「認定基準」という。）に適合する認定要件に基づく試験のうち、別表左欄に掲げる都道府県知事及び保健所を設置する市の市長が実施するふぐの取扱いに関する試験とする。ただし、同表の右欄に掲げるものに限る。
- (2) (1)に掲げるもののほか、認定基準に適合する認定要件に基づく試験であることを、試験を実施した都道府県及び保健所を設置する市への照会によって確認したもの。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別表

| | |
|-----|------------------------------|
| 北海道 | 令和4年度以降 |
| 青森県 | 令和3年度以降 |
| 岩手県 | 令和6年度以降 |
| 宮城県 | 令和3年度以降 |
| 秋田県 | 令和5年度以降 |
| 山形県 | 令和4年度以降 |
| 福島県 | 令和5年度以降 |
| 茨城県 | 令和5年度以降 |
| 栃木県 | 令和5年度以降 |
| 群馬県 | 昭和61年度から令和3年度まで（「丸ふぐ取扱者」に限る） |
| 埼玉県 | 平成15年度以降 |

| | |
|------|------------|
| 千葉県 | 昭和 50 年度以降 |
| 東京都 | 昭和 24 年度以降 |
| 新潟県 | 令和 3 年度以降 |
| 富山県 | 平成 22 年度以降 |
| 石川県 | 平成 18 年度以降 |
| 福井県 | 令和 4 年度以降 |
| 山梨県 | 令和 4 年度以降 |
| 長野県 | 平成 5 年度以降 |
| 岐阜県 | 令和 6 年度以降 |
| 静岡県 | 昭和 52 年度以降 |
| 愛知県 | 昭和 51 年度以降 |
| 三重県 | 令和 3 年度以降 |
| 滋賀県 | 昭和 48 年度以降 |
| 京都府 | 昭和 51 年度以降 |
| 大阪府 | 令和 4 年度以降 |
| 兵庫県 | 令和 3 年度以降 |
| 奈良県 | 昭和 53 年度以降 |
| 和歌山県 | 令和 4 年度以降 |
| 鳥取県 | 令和 3 年度以降 |
| 島根県 | 令和 3 年度以降 |
| 岡山県 | 平成 28 年度以降 |
| 広島県 | 令和 4 年度以降 |
| 山口県 | 昭和 56 年度以降 |
| 徳島県 | 令和 2 年度以降 |
| 香川県 | 平成 16 年度以降 |
| 愛媛県 | 昭和 27 年度以降 |
| 高知県 | 昭和 36 年度以降 |
| 福岡県 | 昭和 54 年度以降 |
| 長崎県 | 令和 4 年度以降 |
| 熊本県 | 昭和 33 年度以降 |
| 大分県 | 令和 2 年度以降 |
| 宮崎県 | 昭和 33 年度以降 |
| 鹿児島県 | 昭和 35 年度以降 |
| 青森市 | 令和 3 年度以降 |
| 八戸市 | 令和 3 年度以降 |